

○統計行政の最近の動きについて

統計問題に係る対応経緯

平成31年1月11日 厚生労働省が毎月勤労統計の不適切な処理を公表

1月24日 56基幹統計の緊急点検結果の公表

23統計で、総務省が承認した計画通りに実施されていない等の不備を確認
(厚生労働省から、賃金構造統計調査について公表後に点検報告漏れの追加報告)

2月～5月 統計委員会に点検検証部会を設置

全ての基幹統計(56)・一般統計調査(232)の統一的審査を実施

→第一次再発防止策 (6月27日統計委員会建議)

統計作成プロセスの適正化、誤り発生への対応、統計作成の基盤整備

6月～9月 重点審議 (点検検証部会)

→最終的な再発防止策 (9月30日統計委員会建議)

8月 統計改革推進会議

→統計行政新生部会、統計改革調査部会を設置

9月～12月 統計行政新生部会 (統計改革推進会議) での審議

→総合的対策とりまとめ (12月24日)

統計委員会

統計改革推進会議

令和2年

3月～4月 統計委員会で基本計画の変更案を審議 (→5月1日答申)

→基本計画の変更 (6月2日閣議決定)

統計行政の改善のための8つのステートメント（PRACTICE）

（平時の備え）

- 1 高い品質の統計を安定的に提供するため、適切な統計作成プロセス（Process）の確立を

（問題事案発生時の対応）

- 2 問題の発見に努め、発見された場合は速やかに改善（Recovery）を

（仕事の見直し）

- 3 変化に対応（Adaptation）した統計自体の見直しを

（職場風土・意識）

- 4 統計の重要性と社会的影響についての意識（Consciousness）を大切に

（組織ガバナンス）

- 5 統計部局のリーダーシップの下で協働し、政府一体（Togetherness）となった統計整備を

（人材育成）

- 6 政府統計のプロフェッショナルとして、専門性の向上（Improvement）を

（利用者・報告者重視）

- 7 国民とのコミュニケーション（Communication）を大切に

（技術の開発・活用）

- 8 報告者負担と品質の改善に向けて、官民の各種データの有効活用（Effectiveness）を

ステートメント8（技術の開発・活用）

報告者負担と品質の改善に向けて、官民の各種データの有効活用（Effectiveness）を

これまでも、調査の品質の向上や報告者負担の軽減を図るため、政府統計の作成に労働保険情報、商業・法人登記情報などの行政記録情報や業界統計等の民間データが活用されています。

また、各府省では、POS等のビッグデータや先進的な調査技術の研究も進められています。「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」においても、各府省の先行的な取組情報を収集するとともに、民間から提供を受けることが可能なデータの利活用の可能性等について検討が行われ、既に利用されている事例もあります。

（表6）各府省における事例

消費動向指数（総務省）	民間企業の保有するデータを活用した家計最終消費支出の月次推計値の研究
消費者物価指数（総務省）	一部の品目のPOSデータ等による把握や先進的な調査技術の活用についての研究
商業動態統計調査（経済産業省）	POSデータを用いる試験調査の実施
全国道路・街路交通情勢調査 （国土交通省）	交通量観測装置などによる機械式調査の導入、ETC2.0プローブ情報の活用
パーソントリップ調査 （国土交通省）	従来の調査に加え、携帯電話基地局データ等を用いた統計作成の検討

一方、統計調査に対する協力を確保していくためには、調査における報告者負担の軽減に努める必要があります。特に、EBPMを推進していくために、今後、様々なデータの整備が必要となりますが、それを進める際には、報告者負担の軽減にも十分配慮することが重要になります。

また、単身・共働き世帯の増加、オートロックマンションの増加などにより、報告者と直接対面して調査を行うことがますます困難化しています。そのような中、統計調査員の高齢化が進むのみならず、今後の労働力人口の減少が進むと、統計調査に携わる国・地方の統計職員や統計調査員の確保が困難となり、将来的には統計調査員を活用した統計調査の実施がより一層厳しくなると考えられます。

こうした状況で、国民や政策立案の現場に、質が高く信頼される統計を、将来にわたって安定的に提供していくためには、POS等のビッグデータや行政記録情報を活用して、調査の補完や代替を進めていく必要があります。これは、調査環境等の悪化に伴う統計作成者の負担を軽減し、職員へのプレッシャーを軽減することにつながると考えられます。

タスク 8-1 ㉔

今後3年間でデータソース多様化集中期間として、行政記録情報や民間データを洗い出して、統計作成への活用を拡大

行政記録情報や民間データの活用を一層拡大するため、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装します。

あわせて、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについても、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行います。

また、整備された母集団情報の活用により、調査票へのプレプリントを進めて、報告者負担の改善を一層推進します。

地方公共団体から行政記録情報を転記する形で収集している調査については、作業ミスの軽減や報告者負担の改善の観点から、円滑な収集方法を検討します。

(表7) 行政記録情報等を活用している統計調査

行政記録情報等を活用している統計調査 (行政記録情報等を活用している統計調査の内訳)		101件 令和元年8月時点	
活用形態別	件数	保有機関別	件数
・母集団情報の整備等(a)	58件	・調査実施府省保有情報の活用(x)	39件
・調査事項の代替等(b)	16件	・他府省保有情報の活用(y)	7件
・欠測値補完等	4件	・地方公共団体等保有情報の活用(z)	40件
・上記(a)と(b)の両方	23件	・上記(x)(y)(z)のうち2つ以上に該当	15件

タスク 8-2 ㉕

行政記録情報やPOSデータ等のビッグデータの活用、先進的な調査技術等の研究の本格化と試行的な活用

行政記録情報やビッグデータ等の活用について、将来的な調査環境や統計調査員の確保等の見通しを踏まえ、「活用しなければ統計の作成ができなくなるかもしれない」という危機意識に基づき、「どうすれば統計調査に活用できるか」という観点から本格的な検討を行います。また、可能性の高いものから試行的な活用を行います。

大学等の外部研究機関と協力して高度な専門人材を育成・確保しつつ、シェアリングエコノミーなど多様化する経済活動の把握、質の変化を反映した価格の把握手法など、社会・経済の変化に対応しうる統計技術・手法の研究開発に取り組みます。

さらに、個々のデータの保護が必要なため、データホルダーからはこれまで提供を得られていないようなデータでも、例えば、有償で、データホルダーが統計的に加工したデータ等の提供を受ける仕組み¹⁾を検討するなど、「どうすれば提供が受けられるか」といった観点からも検討を行います。

¹⁾ データそのものの提供が困難な場合でも、集計に必要な中間データの提供を受けたり、オーダーメイドで統計を作成してもらって提供を受けたりするなど、セキュリティを確保した状況で提供を受ける仕組みの検討を行います。

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

※下線箇所は本年変更時に追記された箇所

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用

行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等を統計の作成に活用することは、統計調査における報告者の負担軽減のみならず、正確で効率的な統計の作成にも寄与することから、各府省における積極的な活用が必要となっている。

一方、これらの行政記録情報等や民間企業等が保有するビッグデータ等は、①法令上の制約や電子化の状況が多様であること、②偏りやノイズなど個々のデータの性質の違いが大きいこと、③データ形式の標準化・統一化がなされていないことなどから、利用可能性の高いもの又は優先度の高いものから個別的・集中的に対応を進めていくことが重要である。

このため、総務省は、最終取りまとめにおいて、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組みを設けることとされていることも踏まえ、産官学連携による会議を開催し、民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定し、関係者の協力を得て集中的に協議することにより利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げるとともに、ビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努めその情報の共有・横展開を促すことにより、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進する。

なお、総合的対策の提言においても、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装すること、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについて、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行うことが求められており、この提言に掲げられた取組を推進する。

【別表】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、 <u>及び政府内における検討の場を設け、データの保護や取得等の課題について集中的に検討し、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進するとともに、可能性の高いものから、速やかに試行的な活用等を行う。</u>	総務省、各府省	令和4年度(2022年度)末までに一定の結論を得る。

ビッグデータ連携会議と多様化検討会の連携について

統計改革推進会議統計改革調査部会

統計技術・データソースの 多様化等検討会

【目的・位置付け】

効果的・効率的な統計作成に資する統計技術、統計作成に用いるデータソースの多様化等について調査・検討（令和2年8月20日 第1回開催）

【メンバー】

関係府省

【事務局】

内閣官房統計改革推進室

【当面の活動】

- ・関係府省での統計作成におけるビッグデータ等の活用に関する検討内容の共有、課題整理
- ・試行的な取組などを通じた検証 など

先行事例や課題等の情報提供、必要に応じてアドバイス

検討内容の共有

統計委員会

必要に応じ報告

ビッグデータ等の利活用推進に関する 産官学協議のための連携会議

【目的・位置付け】

公的統計基本計画を踏まえ、ビッグデータ等の活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録を含む）を選定して、関係者の協力を得て集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げて公表するなどし、各府省・地方公共団体・民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進（平成30年5月以降、9回開催）

【メンバー】

学識経験者、日本経済団体連合会
（必要に応じ、関係府省・データホルダー等）

【事務局】

総務省政策統括官（統計基準担当）

【当面の活動】

- ・これまでの事例を踏まえた課題の整理
- ・地方公共団体・民間企業・諸外国等の事例も通じ、ビッグデータ等の利活用促進のための方策検討
- ・個別事例に関する専門技術的検討、連携構築 など